

物 品 購 入 等 設 計 書

市 長		副 市 長		部 長		所 長		財 政 課 長		課 長		課 長 補 佐		審 査		設 計 者											
執行年度		令和8年度		調達番号		案件名		銚田市こども計画（仮称）策定のための基礎調査業務委託																			
納入場所				銚田市銚田地内																							
物品等概要	納入期限											令和9年3月31日															
	保証期間											日間															
	起案年月日											令和8年5月14日															
	納入年月日											年 月 日															
	延期・中止											月 日～ 月 日 日間															
	売渡人											住 所						氏 名									
							物 品 購 入 等 設 計 書					銚 田 市															
起 変 案 更 理 由	こどもや若者、こどもを養育する者の意見や意識、活動や生活実態、支援ニーズ等を明らかにし、銚田市こども計画（仮称）策定の際に、こども等の意見を反映させるための各種基礎資料取得と、調査結果の分析を行うことを目的とする。																										
費 目				起 案				第 回変更				第 回変更				増 △減											
物 品 等 購 入 価 格																											
物 品 価 格																											
消費税及び地方消費税相当額																											
物 品 等 購 入 決 定 額																											
<p>変更物品等価格算定基準</p> <p>変更物品価格=変更積算物品価格×請負比率（物品等購入決定額/物品等購入価格）</p> <p>※請負比率は小数点第7位を切捨て、6位止めとする。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">変更積算物品等購入価格</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">請負比率</td> <td style="padding: 0 10px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">変 更 物 品 価 格</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 150px;"></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100px;"></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 150px;"></td> </tr> </table> </div>																		変更積算物品等購入価格	×	請負比率	=	変 更 物 品 価 格					
変更積算物品等購入価格	×	請負比率	=	変 更 物 品 価 格																							

代価表

名称	品質・規格	単位	数量	単価	金額	備考
直接人件費						
1	調査票、封筒の作成	式	1			
2	発送・回収管理	式	1			
3	入力管理	式	1			
4	集計分析	式	1			
5	調査結果報告書の作成	式	1			
6	打合せ・会議運営支援	式	1			
		小計				
直接経費						
1	印刷費					
	調査票_小学5年生	A4サイズ、1色刷り、12頁	部	350		
	調査票_中学2年生	A4サイズ、1色刷り、12頁	部	350		
	調査票_小学5年生保護者	A4サイズ、1色刷り、16頁	部	350		
	調査票_中学2年生保護者	A4サイズ、1色刷り、16頁	部	350		
	調査票_若者(15歳から39歳)	A4サイズ、1色刷り、20頁	部	1,000		
	配布用封筒	角2、クラフト、アドヘア	部	700		
	返信用封筒_保護者	角2、クラフト、ワンタッチ	部	700		
	回収用封筒_児童生徒	長3、クラフト、ワンタッチ	部	700		
	配布用封筒_若者	角2、クラフト、アドヘア	部	1,000		
	返信用封筒_若者	長3、クラフト、ワンタッチ	部	1,000		
2	郵送費					
	調査票発送_若者		部	1,000		
	調査票返信_若者		部	400		回収率：40%
	調査票返信_児童生徒・保護者		部	420		回収率：60%
3	作業員補助費					
	宛名ラベル貼付・封入封緘		人日	6		
	開封・ナンバリング		人日	4		
	入力		人日	18		
	その他調査作業補助		人日	6		
4	交通費・複写日・雑費		式	1		
		小計				

銚田市こども計画（仮称）策定のための基礎調査業務委託仕様書

1. 業務名称

本業務は「銚田市こども計画（仮称）策定のための基礎調査業務」とする。

2. 業務の目的

この調査は、こどもや若者、こどもを養育する者の意見や意識、活動や生活実態、支援ニーズ等を明らかにし、銚田市こども計画（仮称）策定の際に、こども等の意見を反映させるための各種基礎資料取得と、調査結果の分析を行うことを目的とする。

3. 委託期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日

4. 調査及び分析の留意点

銚田市こども計画（仮称）は、第3期銚田市子ども・子育て支援事業計画に位置づけた「市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）」、「市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に規定）」及び「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定）」に加え、新たに、「市町村こども計画（こども基本法第10条第2項に規定）」、「市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）」を含むことから、策定に必要な調査及び分析を行うこと。

また、国が策定する「こども大綱」及び「茨城県こども計画」を勘案するとともに、国、県及び近隣自治体の子ども・子育て支援の動向、関係法令等の制定、改廃、市の関連計画の動向等にも十分注意すること。

5. 委託内容

（1）現状分析・課題整理

現行計画の進捗状況等の現状を分析、評価し、課題等を整理する。また、「市町村こども計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・若者計画」、「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の策定に必要な統計データや資料の収集、分析を行い、市の現状や課題の整理を行う。

（2）ニーズ調査

銚田市こども計画（仮称）策定の基礎資料とするため、国が策定をする「こども大綱」等や地域の特性、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等を踏まえたアンケート調査を行い、調査の集計、分析結果等を取りまとめる。

ア 調査票の設計

調査票は、市民ニーズの把握及び経年変化等を確認するため、第3期銚田市子ども・子育て支援事業計画策定時の調査内容、少子化対策に関する内容及び国の基本方針や施策の動向、こども家庭庁が示すモデル調査票案を基に銚田市独自の設問を加え、現在の課題や社会変化などを踏まえて新たに設計する。内容については、子ども・子育て会議の議論を

踏まえ決定するが、受託者は調査票案設計にあたっての助言、アドバイス、情報提供、素案の提供などを行う。

また、調査票は調査対象ごとに作成する。なお、児童・生徒への調査票は学校を通じて紙調査票の配布を想定しているが、保護者への調査票は紙調査票の他、QRコードやインターネットを活用した調査票も可とする。

イ 調査対象者

調査対象者及び調査数は、次のとおり。

調査対象	対象数	配布数
小学5年生	約350人	350セット
中学2年生	約350人	350セット
小学5年生保護者	約350人	350セット
中学2年生保護者	約350人	350セット
若者（15歳から39歳まで）	約1,000人	1000セット

ウ 調査方法

ニーズ調査に係る委託の範囲は下表のとおりとする。

- 1 小学5年生及び保護者への対象調査：小学校を通じて配布、郵送回収
- 2 中学2年生及び保護者への対象調査：中学校を通じて配布、郵送回収
- 3 若者（15歳から39歳）への対象調査：郵送配布、郵送回収

業務内容	銚田市	受託者
調査票作成		○
調査票印刷		○
発送用封筒作成※1		○
返信用封筒作成※2		○
調査票等封入・封緘		○
発送宛名ラベル作成	○	
発送宛名ラベル貼付		○
調査結果集計		○

※1 角2・クラフト紙、郵送費受託者負担 ※2 長3・クラフト紙、郵送費受託者負担

エ 集計・分析

調査結果の分析や計画策定時における課題抽出をはじめ、ニーズへの言及等対象者別にクロス集計表やグラフを用いて調査結果の総括を行う。ニーズ調査報告書の作成、上記の入力、集計及び分析の結果をもとにニーズ調査報告書を作成する。

オ ニーズ調査期間

令和8年9月上旬 調査票作成

令和8年9月下旬から11月上旬 ニーズ調査実施

カ 成果品

この業務委託に係る成果品は以下のとおりとする。

- 1 調査分析結果報告書 3部
- 2 1の電子データ

3 子ども・子育て会議に使用する会議資料等及び電子データ

4 その他計画策定の基礎となる資料及び電子データ

キ 納入先

納入先は次のとおりとする。

茨城県銚田市銚田1444番地1

銚田市福祉事務所子ども家庭課

(3) こども・若者等からの意見徴収

こども及び若者等からこども施策に対する意見を徴収するための手法を提案し、実施する。

(4) 銚田市子ども・子育て会議の運営支援

銚田市子ども・子育て会議の開催にあたり、会議運営等の支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、検討結果をその後の作業に反映する。

(5) こども施策に関する各種情報提供支援

こども施策に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針及び茨城県こども計画を考慮し、策定する必要がある。こども家庭庁が示す「自治体こども計画策定のためのガイドライン」をはじめとする指針等の公表や関連する会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して提供するとともに、調査方法や分析方法を検討する。

(6) 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施するものとし、インターネットを介したWEB会議も可とする。また、使用した既存資料の確認、作業進捗報告、納品する書類等について詳細な打合せを行い、記録簿に記載するものとする。

6. 引き渡し

この委託業務は検査合格をもって完了する。なお、本業務完了後において成果品に不備又は誤りが発見された場合、受託者の負担において速やかに訂正のうえ納品するものとする。

また、業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

7. その他

(1) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と協議の上、決定するものとする。

(2) 本業務の実施にあたり、受託者に生じた損害又は第三者に与えた損害は、すべて受託者が自ら負担するものとする。但し、その損害が市の責に帰する場合はこの限りではない。

(3) 受託者は、常に市と密接な連絡を取り、その指示に従い、委託契約期間内に業務を完了すること。

(4) 回収したアンケート調査は、契約終了時まで受託者が善良な管理者の注意義務をもって保管し、完了後返却すること。また、パソコンのハードディスク・外部媒体等に入力したデータについては、消去したことを報告すること。

(5) 成果品は、市に帰属し、市の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。

(6) プライバシーの保護に十分留意するとともに、本調査により得られたデータを他の目的に使用してはならない。